

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 10 月 31 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700273号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700254号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成15年4月1日から平成27年6月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年4月は11万円を24万円、同年5月から平成19年4月までは11万円を22万円、同年5月は11万円を20万円、同年6月から平成25年8月までは11万円を22万円、同年9月は11万円を20万円、同年10月から平成27年5月までは11万円を22万円とする。

平成15年4月から平成27年5月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年4月から平成27年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成27年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年6月は11万円を22万円とする。

平成27年6月の上記訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月1日から平成27年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が11万円と記録されているが、A社における給与明細票又は給与明細書のとおり、標準報酬月額22万円相当の給与の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成15年4月1日から平成27年6月1日までの期間について、請求者から提出されたA社における給与明細票、給与明細書及び同社からの給与振込が確認できる預金通帳から、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(11万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成15年4月1日から平成27年6月1日までの期間は、年金事務所が訂正請求書を受け付けた日(平成29年7月11日。以下「訂正請求受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成15年4月1日から平成27年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細票等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年4月は24万円、同年5月から平成19年4月までは22万円、同年5月は20万円、同年6月から平成25年8月までは22万円、同年9月は20万円、同年10月から平成27年5月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、「当時の資料を確認することはできないが、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行い、当該届出による保険料納付を行っていたと思う。」旨陳述しているところ、請求者から提出された給与明細票等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細票等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成27年6月1日から同年7月1日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、請求者から提出されたA社における給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（22万円）が、オンライン記録の標準報酬月額（11万円）よりも高い額であることが確認できる。

また、日本年金機構B事務センターは、請求者の請求期間のうち、平成27年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額について、「22万円である。」と回答している。

したがって、A社における請求者の請求期間のうち、平成27年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構B事務センターの回答から、22万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700249号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700255号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年12月16日から同年11月16日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和50年11月16日から同年12月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和50年11月16日から同年12月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年11月16日から同年12月16日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格取得年月日が昭和50年12月16日と記録されている。

しかし、昭和50年11月16日からA社C支店にD職として勤務したので、資格取得年月日を同日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された人事異動通知書、B社から提出された人事記録(乙)及び人事異動通知書の各写し並びにB社の回答により、請求者は、請求期間にA社C支店においてD職として勤務していたことが認められる。

また、昭和50年当時にA社における厚生年金保険被保険者記録がある元D職の同僚から提出された同人の人事記録(乙)において、同人がA社C支店にD職として採用された年月日が記載されているところ、同人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、当該採用年月日と一致している。

さらに、前述の元D職の同僚以外に昭和50年当時にA社における厚生年金保険被保険者記録がある元D職の同僚のうち、各人のA社における採用年月日又は勤務開始年月及びその根拠に関する回答を得た複数の者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、いずれも当該回答の採用年月日又は勤務開始年月と符合していることから、A社は、請求期間当時、A社C支店に勤務していたD職について、採用年月日と同じ日に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和50年12月の記録及び日本年金機構の回答から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700247号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700256号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年7月1日から昭和26年3月1日まで

昭和24年7月1日に、A社に工員として入社した夫(訂正請求記録の対象者)の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が、昭和26年3月1日と記録されている。

年金記録確認B第三者委員会(当時)の調査において、A社の元従業員の一人が同社に昭和25年1月に入社した頃、既に夫が工員として同社に在籍していた旨陳述しているため、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、A社の後継事業所であるC社は、「訂正請求記録の対象者の在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できる人事記録及び賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求期間において、訂正請求記録の対象者がA社に勤務又は在籍していたか否か、厚生年金保険料を控除していたか否かは不明である。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において請求期間に被保険者記録があり、かつ、訂正請求記録の対象者を知っていると回答した唯一の元従業員は、請求者が主張する昭和25年1月入社の元従業員であり、同人は、「訂正請求記録の対象者の実弟は私より先に入社していたが、訂正請求記録の対象者は私が入社して1、2年後に入社してきた。」旨陳述している上、同人が記憶する訂正請求記録の対象者の入社当時の姓は、戸籍の記録における昭和25年8月改姓後の姓であり、訂正請求記録の対象者と同じ時期に入社してきた者として同人が名前を挙げた3人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、同社に係る被保険者名簿において、いずれも請求期間後の昭和26年6月1日と記録されており、同人の陳述等からは、訂正請求記録の対象者の同社入社時期を特定し難い。

さらに、裏面に「S24年 D」と記され、訂正請求記録の対象者及びその実弟のほかA社の元従業員5人が写っている同社の社員旅行時に撮影されたものと請求者が陳述する写真(写し)を見た上で、同社に係る被保険者名簿において被保険者記録がある3人から回答又は陳述を得たところ、前述の元従業員は、「昭和26、27年頃、社員旅行でDに行った。」、別の元従業員1人は、「私は昭和27年4月に入社したが、写真に写っている一人は、私より後に入社してきた。」旨それぞれ回答又は陳述しており、これらの回答及び陳述から判断すると、当該写真の撮影時

期は、昭和 24 年ではなく、請求期間後であることから、当該写真をもって、訂正請求記録の対象者の請求期間における同社での勤務はうかがえない。

加えて、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録において、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後に被保険者記録が確認できる 8 事業所に対して、訂正請求記録の対象者の請求期間における職歴を確認できる履歴書等の資料を照会したが、当該資料を保管している事業所はなかった。

また、A社に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において確認できる訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者台帳記号番号による資格取得日（昭和 26 年 3 月 1 日）は、当該記号番号の前後 20 番の被保険者の資格取得日の 2 か月以内である。

さらに、請求期間における厚生年金保険料控除について、C社は、前述のとおり、請求期間当時の資料を保管していないとしており、請求者も請求期間の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していないところ、前述の元従業員 3 人のうち、自身の入社時期等を明確に記憶しているとする 1 人は、「昭和 27 年 4 月に入社した当時、入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、2 か月程度の試用期間経過後に厚生年金保険に加入する旨の説明を受けた。厚生年金保険に加入していなかった試用期間については、厚生年金保険料を控除されていない。」旨陳述しており、一方、ほかの 2 人は、自身の入社日又は厚生年金保険料控除に係る記憶が定かではなく、当該 3 人の陳述等から、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料控除をうかがうこともできない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。